

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件 四四〇
  - 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 四五〇
  - 福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 四五五
  - 落札者を決定した件四件 四五五
  - 一般競争入札を行う件 四五六
  - 福島県警察本部  
落札者を決定した件二件 四五九
  - 福島県収用委員会  
土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件 四六〇

## 告 示

**福島県告示第五百二十号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
 令和六年九月十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 福島駅西口ショッピングセンター  
 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆  
 福島県知事 内堀雅雄
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 （変更前）東日本旅客鉄道株式会社  
 代表取締役 深澤 祐二  
 （変更後）東日本旅客鉄道株式会社  
 代表取締役社長 喜勢 陽一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の住所の変更 二件、小売業を行う者の退店 一件）  
 届出年月日  
 令和六年九月四日
- 三 届出をした者  
 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 届出をした者  
 東日本旅客鉄道株式会社  
 （商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和六年九月十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田百九十五番地  
 福島県知事 内堀雅雄
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 （変更前）東日本旅客鉄道株式会社  
 代表取締役 深澤 祐二  
 （変更後）東日本旅客鉄道株式会社  
 代表取締役社長 喜勢 陽一
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の住所の変更 三件、小売業を行う者の代表者の変更 二件、小売業を行う者の退店 一件）  
 届出年月日  
 令和六年九月四日
  - 三 届出をした者  
 東日本旅客鉄道株式会社
  - 四 届出をした者  
 東日本旅客鉄道株式会社  
 （商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役 深澤 祐二  
（変更後）東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 喜勢 陽一
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の住所の変更 一件、小売業を行う者の代表者の変更 一件、小売業を行う者の入店 一件、小売業を行う者の退店 一件）
  - 三 届出年月日  
令和六年九月四日
  - 四 届出をした者  
東日本旅客鉄道株式会社

（商業まちづくり課）

**福島県告示第五百二十三号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和六年九月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
樋ノ口二号
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する一点から十二点までを順次結んだ線及び十二点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域  
白河市大信下小屋字樋ノ口  
三番 一点  
北緯三七度一三分〇二秒一七一四  
東経一四〇度一三分一〇秒九四二〇
- 同 市大信下小屋字久保入  
一七八番二 二点  
北緯三七度一三分〇二秒一七〇九

- 一八一番 四点  
東経一四〇度一三分一三秒一八三五
- 三〇六番 七点  
北緯三七度一三分〇二秒七八九三
- 三〇七番 八点  
東経一四〇度一三分一四秒五三〇四
- 九番 十一点  
北緯三七度一三分〇一秒五八三三
- 同 市大信下小屋字久保入 十二点  
東経一四〇度一三分一五秒七三〇七
- 一七七番 十二点  
北緯三七度一三分〇一秒五二〇〇
- 同 市大信下小屋字樋ノ口 十点  
東経一四〇度一三分一六秒六四七〇
- 同 市大信下小屋字久保入 十一点  
北緯三七度一三分一七秒六七一七
- 同 市大信下小屋字久保入 十二点  
北緯三七度一三分一八秒三二二二
- 同 市大信下小屋字久保入 十二点  
東経一四〇度一三分一八秒七四二九
- 同 市大信下小屋字久保入 十二点  
北緯三七度一三分一八秒七四二九
- 同 市大信下小屋字久保入 十二点  
東経一四〇度一三分一八秒五九七〇

二一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
千田二号

- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する一点から十一點までを順次結んだ線及び十一點と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域  
白河市東千田字明神前  
一三番 一点  
北緯三七度〇五分一九秒三〇九九  
東経一四〇度二〇分〇〇秒〇四九八
- 同 市東千田字瀬戸山 二点  
北緯三七度〇五分一九秒八〇二四
- 同 市東千田字明神前 三点  
東経一四〇度二〇分〇〇秒〇五六一
- 同 市東千田字瀬戸山 四点  
北緯三七度〇五分一九秒七九八〇  
東経一四〇度二〇分〇一秒二〇〇七
- 同 市東千田字瀬戸山 四点  
北緯三七度〇五分一九秒四五三八

五番	五点	東経一四〇度二〇分〇一秒四五七七 北緯三七度〇五分一九秒三四二七
八番	六点	東経一四〇度二〇分〇二秒三八八五 北緯三七度〇五分二〇秒三六〇五
同 市東千田字明神前		
七番二	七点	北緯三七度〇五分一九秒九六〇一 東経一四〇度二〇分〇四秒二九七六
一一番	八点	北緯三七度〇五分一八秒七九〇二 東経一四〇度二〇分〇三秒一四一六
一一番	九点	北緯三七度〇五分一八秒六六八九 東経一四〇度二〇分〇一秒八八九五
一二番	十点	北緯三七度〇五分一八秒六五七〇 東経一四〇度二〇分〇一秒八二九六
	十一点	北緯三七度〇五分一九秒二五二三 東経一四〇度二〇分〇〇秒七〇三八

(秒 防 課)

### 公 告

#### 公告第七十一号

福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。）第三十条の規定により、令和五年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和六年九月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 1 公文書の開示請求の状況 (1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求 件 数
県 政 情 報 セ ン タ ー	7,421
県 政 情 報 コ ー ナ ー	4,412
出 先 機 関 窓 口	2,036

警 察 情 報 セ ン タ ー	261
合 計	14,130

注

- 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう（以下同じ。）。
- 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
- 「警察情報センター」とは、福島県警察情報センターに設置された窓口をいう。

#### (2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実 施 機 関 の 区 分	請 求 件 数
総 務 部	498
危 機 管 理 部	153
企 画 調 整 部	327
生 活 環 境 部	334
保 健 福 祉 部	1,192
商 工 労 働 部	76
農 林 水 産 部	1,220
土 木 部	8,481
出 納 局	25
企 業 局	20

小計	12,326
教育委員会	1,202
公安委員会	4
警察本部長	257
選挙管理委員会	212
監査委員	8
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	9
公立大学法人福島県立医科大学	66
公立大学法人会津大学	46
合計	14,130

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

		(単位 件)
決定等区分	件数	
開全部開示	10,753	

一部開示	2,766
小計	13,519
不開示	512
うち公文書の不存在	436
請求の取下げ	99
却下	0
合計	14,130

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不開示	合計
条例第7条第1号(法令秘情報)又は旧条例第6条第1号	2	2	4
条例第7条第2号(個人情報)又は旧条例第6条第2号	1,642	37	1,679
条例第7条第3号(事業情報)又は旧条例第6条第3号	1,974	17	1,991
条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は旧条例第6条第4号	18	0	18
旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等関係情報)	3	0	3
条例第7条第5号(審議、検討等情報)又は旧条例第6条第6号	102	13	115
条例第7条第6号(事業執行過程情報)又は旧条例第6条第7号	309	29	338

旧条例第6条第8号（合議制機関等関係情報）	0	0	0
合 計	4,050	98	4,148

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例（平成2年福島県条例第41号）第6条各号を示す。
- 3 審査請求の状況  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求に対する裁決の状況等は、次のとおりである。  
(1) 件数

(単位 件)

審 査 請 求	裁 決	決			取下げ	審理中
		棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	却下	棄却	認容	一部認容	小計
18	15	2	2	1	2	7
						0
						26

(2) 件名等

審査請求の提起年月日	件 名	裁決等の区分
令和3年6月29日	「保育園○○○○○○○○○○に関する公文書すべて」の一部開示決定	一部認容
令和3年6月29日	「保育園○○○○○○○○○○に関する公文書すべて」の一部開示決定	一部認容
令和3年6月29日	「保育園○○○○○○○○○○に関する公文書すべて」の一部開示決定	棄却

令和3年11月16日	「平成〇年〇月〇日現地調査書（境界立会）の境界画定図内の隣地土地所有者の境界承諾書の開示（不存在）決定	棄却
令和3年12月14日	「新生1ふくしまの恵み発信協議会について（依頼）の発議書」の一部開示決定	審理中
令和4年1月5日	「双葉原子力地区の開発ビジョン」の開示決定	審理中
令和4年4月14日	「令和3年3月1日～5月31日までの間に産業界が実施した作業場等の巡視結果等が分かる資料」の開示決定	審理中
令和4年6月1日	「急傾斜事業と助成事業に関わる資料について」の開示決定	審理中
令和4年6月25日	「令和3年4月1日～6月30日までの間に衛生管理者が実施した作業場等の巡視結果等が分かる資料」の開示決定	審理中
令和4年8月12日	「原子力関係部局長会議の開催結果」の一部開示決定	審理中
令和4年11月13日	「被災地域生活交通確保維持計画の事務手続に係る発議書」の一部開示決定	認容
令和4年12月16日	「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金審査結果及び福島県内避難者・帰還者心の復興事業補助金審査結果」の一部開示決定	審理中
令和5年1月9日	「職員の県に対する賠償責任の有無及び求償に関する審査結果について」の一部開示決定	審理中
令和5年1月10日	「令和4年11月28日付け福監第267号の通知に至った監査委員協議会の会議録及び会議資料の全て」についての不開示決定	審理中

令和5年3月1日	「小野富岡線・(仮称)五枚沢2号トンネル工事に係る総合評価方式入札結果等」の一部開示決定	審理中
令和5年3月6日	「海岸保全施設整備工事に係る積算書等について」の一部開示決定	審理中
令和5年3月20日	「理事長選考会議の議事録(音声データ)」の不開示決定	審理中
令和5年3月20日	「理事長選考会議の議事録(音声データ)」の不開示決定	却下
令和5年4月11日	「福島県職員措置請求に関する資料」の不開示決定	審理中
令和5年6月19日	「土壌汚染対策法に基づき提出した申請書」の一部開示決定	審理中
令和5年6月27日	「職員の県に対する賠償責任の有無及び求償に関する審査結果について」の一部開示決定	審理中
令和5年7月10日	「令和4年9月27日達(務)第422号「警務部総務監の職務について」通達1(4)アに記載されている平成26年3月20日付け達(務)第128号の総務監の専決事項について「専決通達」文書、及び総務監の専決事項に関する文書全て」	却下
令和5年9月4日	「災害救助法に基づき避難者に提供された借り上げ住宅(みなし仮設住宅)家賃の東京電力への求償に関して国(内閣府・復興庁)と行った協議の資料(議事録、電子メール、配付資料)」の一部開示決定	審理中
令和5年9月28日	「福島県借上げ住宅賃貸借契約において、県が〇〇〇〇〇〇に過払いした金額・月日・原因と回収した月日・金額・回収に要した費用が分かる資料」の不開示決定	審理中

令和5年10月13日	「記者クラブの名簿(記者氏名、最新のもの)」に対する一部開示決定	審理中
令和5年11月2日	「大学と労働組合が作った団体交渉や話し合いの文書(要求書、回答書、議事録等)。2022年度以降分。」の不開示決定	審理中
令和5年11月14日	「令和4年6月7日〇〇〇〇〇〇との民事調停成立後、〇〇〇〇〇〇から福島県へ173万3,600円が返還された事実が分かる資料」の不開示決定	審理中
令和5年11月24日	「農林水産部が令和5年10月に作成した公文書の作成に係る決裁や目的等に関する公文書」の不開示決定	審理中
令和6年3月15日	「〇〇〇〇〇〇〇に対する県借上げ住宅賃料課払い回収に要した全費用」の不開示決定	審理中
令和6年3月15日	「〇〇〇〇〇〇〇に対する調停申立書と調停調書の調停条項」の不開示決定	審理中
令和6年3月15日	「〇〇〇〇〇〇〇から借上げ住宅賃料課払い金が返還された年月日と金額の分かる公文書」の不開示決定	審理中
令和6年3月15日	「〇〇〇〇〇〇〇への借上げ住宅賃料課払い金回収に付し送達した督促状等の発送日等がわかる資料」の不開示決定	審理中
令和6年3月15日	「平成24年度から現在までの借上げ住宅債務者台帳」の不開示決定	審理中

(文書実務課)

**公告第172号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムネットワーク機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム ネットワーク機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年7月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額  
197,314,656円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年5月24日

（デジタル変革課）

**公告第173号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける浪江三春線・（仮称）1号トンネル工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札にかかる建設工事の件名及び数量  
浪江三春線・（仮称）1号トンネル工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
フジタ・西武・壁巢特定建設工事共同企業体  
宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番33号
- 5 落札金額  
5,808,770,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年6月4日

（土木総務課）

**公告第174号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける浪江三春線・（仮称）2号トンネル（浪江側）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札にかかる建設工事の件名及び数量

- 浪江三春線・（仮称）2号トンネル（浪江側）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
  - 3 落札者を決定した日  
令和6年8月9日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
前田・横山・泉田特定建設工事共同企業体  
宮城県仙台市青葉区二日町4番11号
  - 5 落札金額  
6,772,810,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年6月4日

（土木総務課）

### 公告第175号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける浪江三春線・（仮称）2号トンネル（葛尾側）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月13日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札にかかる建設工事の件名及び数量  
浪江三春線・（仮称）2号トンネル（葛尾側）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大林組・岩田地崎建設・野地組特定建設工事共同企業体  
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目6番11号
- 5 落札金額  
6,608,195,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年6月4日

（土木総務課）

### 公告第176号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年9月13日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気 予定数量1,806,500kWh
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 供給期間 令和7年1月1日から同年12月31日まで
  - (4) 供給場所
    - ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山5番地）
    - イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地）
    - ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の



112)

エ 福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台一丁目12番地）

オ 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

(6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年10月15日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工労働総室商工総務課

電話024-521-7269

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和6年9月13日（金）から同年10月15日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年9月16日、同月23日及び同年10月14日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年9月24日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。

## 6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和6年10月25日（金）午後2時

(2) 場所 福島県庁西庁舎12階商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年10月24日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 4 other facilities (Planned annual power consumption: 1,806,500 kWh)

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 25 October 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 24 October 2024

(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7269

(商工総務課)

**福島県警察本部公告第90号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける集合教育用運転シミュレーター装置の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月13日

福島県警察本部長 森 末 治

- 落札に係る借入物品の名称及び数量  
集合教育用運転シミュレーター装置 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 落札者を決定した日  
令和6年7月2日
- 落札者の氏名及び住所  
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 落札金額  
57,103,200円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年5月17日

（会計課）

**福島県警察本部公告第91号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける小型航空機（アグスタ式A109E型「JA110B」）の定期耐空証明更新検査点検整備（基本）について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。  
令和6年9月13日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
小型航空機(アグスタ式A109E型「JA110B」)の定期耐空証明更新検査点検整備(基本)一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年7月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 5 落札金額  
59,675,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年6月7日

(会 計 課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について令和六年八月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
令和六年九月十三日

福島県収用委員会

会長 鈴木 靖 裕

一 起業者の名称  
福島県

二 事業の種類  
県道会津若松三島線改築工事(大谷工区)

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (平方メートル)	収用又は使用しようとする土地の面積 (平方メートル)
		登記記録	現況		
福島県大沼郡三島町大字宮下字牧ノ原	不明 ただし、三四四三番又は三四四三番及び三四四〇番	三四四三番 原野	山林	三四四三番 三、二〇六	不明 収用の部分 一六一・七五
		三四四〇番 山林		三四四〇番 一、九八三	使用の部分 七四・七七 六二・四七

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

1 使用方法  
排水施設及び橋梁下部工の設置に伴う床掘り並びに橋梁上部工設置に伴う足場及び架設作業用設備を設置するため

2 使用期間  
権利取得裁決の日から三か月を経過した日から九年間

五 土地所有者の氏名、住所及び持分等  
不明。ただし、別表第一に掲げる者又は別表第一に掲げる者及び別表第二に掲げる者

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種

類  
権利の存否不明。ただし、収用又は使用し、明渡しを求める土地の一部が別表第二の者の土地であると確定した場合、別表第三の者

別表第二

氏名	住所	持分
酒井 哲郎	東京都北区王子一丁目一七番一―一二二〇号 飛鳥山スカイハイツ	一四分の一
酒井 宏哉	東京都中央区佃二丁目一番二―一六〇一号	一四分の一
栗城 トミ子	福島県会津若松市飯寺北三丁目六番一八号	一四分の一
栗城 浩一	福島県大沼郡三島町大字宮下字居平一三番地	二八分の一
渡部 浩子	福島県会津若松市北青木一二番一号	八四分の一
渡部 祥子	福島県会津若松市建福寺前八番二五号 青葉荘四号室	八四分の一
渡部 矩世	福島県会津若松市北青木一二番一号	八四分の一
西堀 志津子	東京都品川区南大井一丁目一四番二―一五〇四号	一四分の一
金井 理香	東京都品川区東品川三丁目一―一番一七―四〇九号	一四分の一
栗城 登	埼玉県川口市西青木五丁目一番四二―四〇七号 グリーンコーポ西川口	七分の一
五十嵐 重春	東京都大田区大森中一丁目二番一―一七〇三号	七分の一
栗城 壮	福島県郡山市愛宕町三番一三号 バルミー郡山七一十九号	七分の一
細堀 清	福島県大沼郡三島町大字宮下字居平五三番地	七分の一

別表第三

氏名	住所	権利の種類	受付年月日・ 受付番号	持分
栗城 誠一	埼玉県川越市大字下広谷一〇八九番地二―			二分の一
秋山 敏子	東京都世田谷区代田三丁目五二番六号			二分の一
氏名	住所	権利の種類	受付年月日・ 受付番号	持分
有限会社丸仙 商事 清算人 弁護士 田代 圭	(閉鎖商業登記簿上の住所) 福島県会津若松市天寧寺町一番一五号 (書類送達先の住所) 福島県会津若松市追手町三番一六号 一之丁ビル 会津鶴城法律事務所	根抵当権	昭和五五年一 一月一七日 第三四八四号	